明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

解散公告（第三回）

当土地改良区は、平成二十七年六月一日広島県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年六月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年七月一日

広島県世羅郡世羅町大字賀茂一〇二九番地一

清算法人世羅町世羅南部土地改良区

清算人代表　道下　利明

公益信託印西市まちづくりファンド第八期決算公告

一、事業概要

千葉県印西市内の市民活動団体十件に対して、合計三、八四二、〇〇〇円の助成金を支給した。

二、財産目録（平成二十七年三月三十一日現在）

資産合計　七八、三九〇、九四五円

負債合計　〇円

正味信託財産　七八、三九〇、九四五円

平成二十七年七月一日

千葉県千葉市中央区千葉港一番二号

公益信託印西市まちづくりファンド

受託者　株式会社千葉銀行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市南区簾舞二条一丁目一番地三三、最後の住所札幌市南区簾舞二条一丁目六番一三号　被相続人　亡　豊島　眞

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年七月一日

札幌市中央区大通西一四丁目一番地一三

北日本南大通ビル三階　西博和法律事務所

相続財産管理人　弁護士　西　博和

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県日立市多賀町二丁目一七番、最後の住所茨城県日立市多賀町二丁目一七番三号　被相続人　亡　増渕　**静**枝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年七月一日

事務所茨城県水戸市南町一丁目三番二三号

カナザワビル五階

相続財産管理人　弁護士　武田　隆志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県熊谷市銀座一丁目一三九番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　**荻**野　**茂**

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年七月一日

埼玉県熊谷市筑波二―二〇木村ビル三階

相続財産管理人　弁護士　吉田　俊輔

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県君津市常代六八〇番地、最後の住所千葉県木更津市中央三丁目六番一―一二〇五号　被相続人　亡　小笠原卓人

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年七月一日

事務所千葉県木更津市新田一丁目一〇番三一号マルコビル一〇二山口仁法律事務所

相続財産管理人　弁護士　山口　仁

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県鎌倉市由比ガ浜一丁目一三〇番地、最後の住所東京都練馬区石神井町三丁目一六番一五―二〇四号　被相続人　亡　和田　敏之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年七月一日

事務所東京都渋谷区代々木二―五―一羽田ビル八〇二号室新宿南法律事務所

相続財産管理人　弁護士　土肥　尚子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市鶴見区本町通一丁目四六番地、最後の住所東京都杉並区浜田山一丁目一八番九号一色方　被相続人　亡　小川　雅世

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年七月一日

事務所東京都千代田区六番町三番地一協和ビル六階Ｎ＆Ｓ法律知財事務所

相続財産管理人　弁護士　澁谷　和洋

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県長野市大字長野西町一〇〇七番地、最後の住所東京都江戸川区南篠崎町一丁目六番一四号ケアレジデンス東京アネックス　被相続人　亡　和田　貞子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年七月一日

事務所東京都港区三田三丁目四番一八号二葉ビル一〇〇四わかば法律事務所

相続財産管理人　弁護士　面川　典子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都大田区大森北一丁目二六番、最後の住所東京都大田区大森北一丁目二六番一〇―三〇三号　被相続人　亡　北村　典子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年七月一日

事務所東京都港区虎ノ門三丁目二五番二号

虎ノ門ＥＳビル一Ｆ

相続財産管理人　弁護士　笠井　治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都墨田区墨田五丁目三八五番地、最後の住所東京都墨田区墨田五丁目六番一二号　被相続人　亡　市川　秀俊

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年七月一日

東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目三二番一号吉祥寺ＹＫビル二階ＮＡＫＡ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　中　由規子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

国籍フランス、最後の住所東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目一三番二〇―六〇七号　被相続人　亡　柳谷マルグリット

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年七月一日

東京都千代田区丸の内二丁目五番二号三菱ビル九六四四区千代田法律事務所

相続財産管理人　弁護士　千代田有子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都杉並区久我山一丁目八番、最後の住所東京都杉並区久我山一丁目八番五〇九号　被相続人　亡　小暮　裕樹

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年七月一日

東京都渋谷区神南一―二二―八渋谷東日本ビル五階弁護士法人渋谷シビック法律事務所　相続財産管理人　弁護士　上杉　雅央

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍横浜市戸塚区汲沢五丁目一七八三番地、最後の住所横浜市戸塚区汲沢五丁目一一番一三号　被相続人　亡　本田　範夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年七月一日

神奈川県鎌倉市大船一丁目一二番一一号

ミツハマビル四階

相続財産管理人　弁護士　牧浦　義孝